

令和7年度 就学前の教育・保育行政の概要



令和7年3月

高知県教育委員会事務局幼保支援課

< 目 次 >

1	令和7年度 幼保支援課当初予算	1
2	こども家庭庁資料	9
3	教育・保育内容の充実と研修等	
	○ 就学前教育・保育の質の向上	13
	○ 令和7年度 幼児教育研修及び支援一覧	14
	○ 就学前教育の充実	15
	○ 園内研修支援事業	16
	○ 高知県幼保推進協議会	21
	○ 園評価支援事業	22
	○ 保幼小連携・接続推進支援事業	23
	○ 幼児教育の理解・発展推進事業	25
	○ 幼児教育関連資料	26
	○ 教育センター所管の研修について	27
4	親育ち支援	
	○ 令和7年度 親育ち支援研修及び支援一覧	33
	○ 親育ち支援推進事業等全体概要	34
	○ 親育ち支援啓発事業	35
	○ 親育ち支援保育者スキルアップ事業	39
	○ 基本的生活習慣向上事業	41
	○ 親育ち支援関連資料	42
	○ 家庭支援の計画的な実施について	43
	○ 親育ち支援・家庭教育支援の充実	44
5	研修申込み	
	○ 研修申込みについて（園内研修、親育ち支援研修等）	45
6	保育所・幼稚園・認定こども園関係施策等（子ども・子育て支援新制度含む）	
	○ 幼保支援課 補助金等一覧	47
	○ 厳しい環境にある子どもたちへの支援（就学前）	49
	○ 多機能型保育支援事業	50
	○ 保育士等の人材確保	51
	○ 地域型保育人材育成事業（子育て支援員等研修）	52
	○ 「子育て支援員」研修について	53
	○ 特別支援保育・教育推進事業費	54
	○ 地域のニーズに応じた保育サービスの充実	55
	○ 私立幼稚園への補助	56
	○ 多子世帯保育料軽減事業費補助金	57

○ 子ども・子育て支援新制度	
・ 子ども・子育て支援新制度の概要と子どもの認定区分	59
・ 給付の基本構造	60
・ 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較	61
・ 地域型保育事業の認可基準について	62
・ 新制度における指導監査等について	63
・ 地域子ども・子育て支援事業について	64
・ 保育士等の処遇改善等加算について	68
・ 保育所等における継続的な経営情報の見える化について	71
7 南海トラフ地震対策等	
○ 保育所・幼稚園等の高台移転への補助について	73
○ 保育所・幼稚園等の施設整備にかかる補助金について	74
○ 保育所等における業務継続計画（BCP）について	76
8 参考資料	
・ 保育所・幼稚園・認定こども園等の状況	77
・ 保育所・幼保連携型認定こども園指導監査文書指導の概要	80
・ 認可外保育施設一覧（高知市以外）	81
・ 第2種社会福祉事業届出一覧 一時預かり事業 実施施設	82
・ 病児保育事業 実施施設	84
・ 認定こども園・保育所・幼稚園の申請・届出時の提出書類一覧	86
・ その他届出事項（一時預かり・病児保育・利用定員）	104
・ 保育所・幼稚園等関係調査一覧	105
・ 児童虐待に関する通告・相談の流れ（相談窓口の一覧）	107
・ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	109
・ 就学前の行政窓口の一本化	110

1 令和7年度 幼保支援課当初予算

令和7年度 幼保支援課当初予算

(単位：千円)

事業名・内容	R7当初 予算額	(財源内訳)	R6当初 予算額
01 保育士登録施行費	1,980	(一) 421 (国) 149 (手) 1,410	1,848
<u>(1) 保育士登録施行費</u> 児童福祉法第18条の18による保育士登録を行う。	<u>1,980</u>	(一) 421 (国) 149 (手) 1,410	<u>1,848</u>
① 保育士登録業務委託料	1,240	(手) 1,240	
② 保育士資格取得事業費補助金	299	(一) 150 (国) 149	
③ 事務費	441	(一) 271 (手) 170	
02 幼保連携推進費	43,984	(一) 29,924 (国) 9,480 (入) 4,550 (諸) 30	51,837
<u>(1) 幼保連携推進費</u> 人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育・保育の充実を図るための環境を整える	<u>24,514</u>	(一) 19,949 (入) 4,550 (諸) 15	<u>26,607</u>
① 報酬	171	(一) 171	
② 国庫支出金精算返納金	14,586	(一) 14,586	
③ 保育所・幼稚園等名簿作成委託料	145	(一) 145	
④ 図書配布等委託料	4,550	(入) 4,550	
⑤ 事務費	5,062	(一) 5,047 (諸) 15	
<u>(2) 幼保団体等研修推進事業費補助金</u>	<u>3,143</u>	(一) 1,630 (国) 1,513	<u>3,187</u>
① 幼保団体研修等推進事業	2,180	(一) 1,630 (国) 550	
県内の保育関係団体及び幼稚園関係団体が行う保育士・幼稚園教員等の資質向上のための研修事業に対し助成する。			
② 認定こども園等研修支援事業	963	(国) 963	
認定こども園の設置促進のため、市町村が行う教育の質の向上のための研修事業に要する経費に対して補助する。			
<u>(3) 園内研修支援事業</u>	<u>13,867</u>	(一) 6,928 (国) 6,924 (諸) 15	<u>13,083</u>
子ども一人一人に生きる力の基礎を育む教育・保育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援する。 県内9ブロックにおいて「ブロック別研修会」を行い、主体的な実践研修のためのネットワーク化を推進することにより、教育・保育の質の向上を図る。			
① 園内研修支援・ブロック別研修支援	5,827	(一) 2,907 (国) 2,905 (諸) 15	
② 高知県幼保推進協議会	345	(一) 173 (国) 172	
③ キャリアアップ研修	7,595	(一) 3,798 (国) 3,797	
④ 研修・研究会参加費	100	(一) 50 (国) 50	

事業名・内容	R7当初 予算額	(財源内訳)	R6当初 予算額
(4) 園評価支援事業 園評価の手引きを活用し、各園の特性を生かした組織的・計画的な教育・保育が実施されるよう支援する。	221	(一) 111 (国) 110	300
(5) 幼児教育推進費 幼児教育の振興と充実及び教員・保育士の専門性の向上を図るために、教育課程研修会を実施する。	520	(一) 445 (国) 75	659
(6) 保幼小連携・接続推進支援事業費 各園で育まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、「架け橋プログラム」の進め方のポイント等を基に、各小学校・保育所・幼稚園等における架け橋期のカリキュラムの作成・実施を支援する。	1,719	(一) 861 (国) 858	8,001
① 保幼小連携・接続充実事業 「架け橋プログラム」の進め方のポイント等を基に、各地域の架け橋期のカリキュラムの実践を支援する。	1,072	(一) 537 (国) 535	
② 保幼小中連携モデル地域実践研究事業 保幼小中の連携を強化し、自治体全体で不登校対策等を総合的に推進するモデル事業を支援する。	295	(一) 148 (国) 147	
③ 高知市との連携強化事業 モデル地域(R4～R6)のフォローアップを中心に高知市と連携・協働し、域内の架け橋プログラムの推進・拡大を支援する。	352	(一) 176 (国) 176	
03 保育サービス促進事業費	35,458	(一) 35,458	34,164
(1) 保育サービス等推進総合補助金 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援推進行動計画等の地域計画を円滑に推進するため、地域のニーズに応じた保育サービスの充実に係る事業に要する経費を補助する。 低年齢児保育促進事業 (中核市除く)	25,988	(一) 25,988	25,163
(2) 多機能型保育支援事業費 保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみでの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	9,470	(一) 9,470	9,001
① 多機能型保育支援事業費補助金 交流事業を実施するために必要な運営経費等に対して助成する。	4,269	(一) 4,269	3,960
② 多機能型保育支援事業委託料 多機能型保育支援事業全体の業務支援を行う。	5,201	(一) 5,201	5,041
(3) 認可化移行運営費支援事業費補助金 保育所等への移行を希望する一定の基準を満たす認可外保育施設に対し運営に要する費用の一部を助成することにより、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることのできる体制整備を図る。	休止		休止

事業名・内容	R7当初 予算額	(財源内訳)	R6当初 予算額
04 特別支援保育・教育推進事業費	58,181	(一) 20,081 (国) 38,100	54,225
(1) 特別支援保育・教育推進事業費補助金	53,103	(一) 15,003 (国) 38,100	43,990
① 保育所等における要支援児童等対応推進事業 保育所等において要支援児童等の対応や関係機関との連絡調整などを行う地域連携推進員（親育ち・特別支援保育コーディネーター）を市町村に配置する。	32,841	(一) 10,949 (国) 21,892	28,148
② 医療的ケア児保育支援事業 医療的ケアが必要な子どもを受け入れるため、看護師等を配置した場合に、その経費に対して補助を行う。	20,262	(一) 4,054 (国) 16,208	15,842
(2) スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金 厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。（R6年度までは委託料）	5,078	(一) 5,078	10,235
05 保育士等人材確保事業費	140,464	(一) 29,978 (国) 110,486	131,948
(1) 保育士等人材確保事業費	18,891	(一) 9,446 (国) 9,445	15,427
① 保育士等人材確保事業委託料 福祉人材センターにコーディネーターを配置し、求職者と保育所等とのマッチングを行う。	18,640	(一) 9,320 (国) 9,320	15,427
② 事務費	251	(一) 126 (国) 125	
(2) 保育士修学資金等貸付事業費補助金	85,838	(一) 8,584 (国) 77,254	78,713
① 保育士修学資金貸付事業			
保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金の貸し付けを行う。			
② 保育補助者雇上費貸付事業			
保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行う。			
③ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業			
未就学児を持つ保育士が、保育士として保育所等への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付を行う。			
④ 就職準備金貸付事業			
潜在保育士が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付を行う。			
⑤ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業			
保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部について貸付を行う。			
⑥ 就職活動準備金貸付			
4年制の養成施設に通う貸付を受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部について貸付を行う。			

事業名・内容	R7当初 予算額	(財源内訳)	R6当初 予算額
(3) 産休等代替職員雇用事業費補助金 保育所等（中核市にある保育所等を除く）の職員が出産・傷病のための休暇を取得するとき、その職員の福利厚生を図りつつ、入所児童の処遇の適正な実施を目的に、代替職員を雇用した場合にその経費について補助する。	4,340	(一) 4,340	7,287
(4) 地域型保育人材育成事業費 保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）及び一時預かり事業に従事する際に必要となる知識を習得するための研修等を実施し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。	4,505	(一) 2,253 (国) 2,252	5,474
① 地域型保育等人材育成事業費補助金	休止		休止
② 子育て支援員等研修委託料	4,505	(一) 2,253 (国) 2,252	5,474
(5) 保育補助者配置事業費補助金	26,890	(一) 5,355 (国) 21,535	25,047
① 保育補助者配置事業 保育所等（中核市にある保育所等を除く）における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。	18,959	(一) 2,711 (国) 16,248	15,012
② 保育体制強化事業 保育所等（中核市にある保育所等を除く）における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育支援者の配置及び散歩等の児童の園外活動時の見守り等に要する費用を補助する。	7,931	(一) 2,644 (国) 5,287	10,035
07 子ども・子育て支援事業費	3,673,622	(一) 3,673,606 (国) 16	3,539,829
(1) 子どものための教育・保育給付費負担金	3,458,198	(一) 3,458,198	3,336,483
① 施設型給付費等負担金 子ども・子育て支援法第67条第1項の規定により、県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用のおおむね1/4を負担する。	3,094,229	(一) 3,094,229	2,983,510
② 地域型保育給付費等負担金 子ども・子育て支援法第67条第1項の規定により、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用のおおむね1/4を負担する。	208,500	(一) 208,500	190,561
(7) 地域型保育給付費等負担金 小規模保育事業、事業所内保育事業等	208,500	(一) 208,500	190,561
(4) 特例地域型保育給付費負担金 へき地保育事業	0		
③ 施設型給付費等地方単独費負担金 子ども・子育て支援新制度へ移行する私立幼稚園及び私立認定こども園等の1号認定の子どもについての地方単独費用部分について負担する。（R4年度までは補助金）	155,469	(一) 155,469	162,412

事業名・内容	R7当初 予算額	(財源内訳)	R6当初 予算額
(2) 地域子ども・子育て支援事業費補助金	189,430	(一) 189,430	173,484
① 病児・病後児保育事業 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が預かる事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業に対し補助する。	123,583	(一) 123,583	121,693
② 延長保育事業 保育需要に対応するため、保育認定時間以上の利用や開所を実施している私立保育所等に対し補助する。	14,269	(一) 14,269	8,012
③ 一時預かり事業 保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所等において乳幼児を一時的に預かる事業に助成する。	49,562	(一) 49,562	42,391
④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 新制度において、運営基準の規定に基づき徴収する実費額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業に助成する。	1,886	(一) 1,886	1,324
⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育経費) 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する。	130	(一) 130	64
(3) 子どものための教育・保育給付費過年度精算負担金	8,621	(一) 8,621	4,849
(4) 子育て支援施設等利用給付費負担金 子ども・子育て支援法第67条第2項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園、特別支援学校にあっては、国及び市町村が設置するものを除く)に係る施設等利用費の支給に要する費用の1/4を負担する。	13,730	(一) 13,730	21,442
(5) 子育て支援施設等利用給付費過年度精算負担金	509	(一) 509	804
(6) 事務費	3,134	(一) 3,118 (諸) 16	2,767
09 私立幼稚園振興費	55,995	(一) 28,390 (国) 27,605	73,100
(1) 私立学校運営費補助金 学校法人が設置する幼稚園の運営に要する経費を補助し、教育内容の充実向上、保護者負担の軽減並びに学校運営の健全化を図る。	233	(一) 117 (国) 116	16,506
(2) 私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金 保護者の保育ニーズの拡大に対応するために学校法人立私立幼稚園等が実施している子育て支援にかかる事業に対して補助し、当該事業の充実・向上を支援するとともに保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図る。 ・ 幼稚園等子育て支援事業 (施設開放、子育て相談、子育て講座 等)	14,210	(一) 7,105 (国) 7,105	16,610
(3) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 心身障害児の幼稚園等への就園の機会の拡大を図るとともに、心身障害児教育の振興を図るために、心身障害児を受け入れている学校法人立私立幼稚園等に対して補助する。	41,552	(一) 21,168 (国) 20,384	39,984

事業名・内容		R7当初 予算額	(財源内訳)	R6当初 予算額
11 親育ち支援推進事業費		6,036	(一) 4,104 (国) 1,932	5,546
(1) 親育ち支援啓発事業 保育所・幼稚園等において、講話やワークショップ等を行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるとともに、保育者を対象に事例研修や講話等を行うことにより、親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める。 ①親育ち支援園内（保育者・保護者）研修		2,564	(一) 1,676 (国) 888	2,086
(2) 基本的生活習慣向上事業 基本的生活習慣について、保育所・幼稚園等における学習会や継続した取組を推進することで、乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立を目指す。		1,354	(一) 1,354	1,308
(3) 親育ち支援保育者スキルアップ事業 保育所・幼稚園等において、親育ち支援の取組を促進するため、保育者や親育ち支援担当者の資質・指導力の向上を図る。 ① 親育ち支援講座 ② 親育ち支援地域別交流会 ③ 親育ち支援地域リーダー研修会及びステップアップ研修会 ④ ネットワークを広げよう！親育ち支援担当の在り方		2,118	(一) 1,074 (国) 1,044	2,152
17 保育所・幼稚園等施設整備事業費		16,660	(一) 4,291 (国) 12,369	17,408
(1) 幼稚園等緊急環境整備事業費補助金 質の高い教育環境で子どもを安心して育てる体制を整備するため、教育支援体制整備事業費交付金を活用し遊具等の設備整備への助成を実施する。 ① 遊具等環境整備		7,975	(国) 7,975	7,729
② 幼児教育の質の向上のためのICT化支援 ※令和6年度2月補正で対応（補正予算額：8,462千円）		7,975	(国) 7,975	7,729
(2) 環境改善事業費補助金		8,685	(一) 4,291 (国) 4,394	9,679
① 保育環境向上等事業 保育環境の向上等を図るため、備品及び設備の購入や更新及び改修等の助成を実施する。		4,328	(一) 2,164 (国) 2,164	5,488
② 熱中症対策事業 保育所等に冷房設備を設置又は更新のための改修等の助成を実施する。		2,744	(一) 1,372 (国) 1,372	3,430
③ 感染症対策事業 感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等の助成を実施する。		1,480	(一) 740 (国) 740	
④ 認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策事業 認可外保育施設が、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う場合の助成を実施する。		133	(一) 15 (国) 118	
⑤ 認可外保育施設におけるICT化推進等事業 認可外保育施設が、保育記録の入力支援など保育従事者の業務負担軽減につながる機器を導入する場合の助成を実施する。 ※令和6年度2月補正で対応（補正予算額：300千円）				
⑥ 障害児受入促進事業 保育所等にて、障害児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等の助成を実施する。				686
⑦ 性被害防止対策に係る設備等支援 性被害防止対策を図るため、パーテーションやカメラ等の設備の購入や更新の助成を実施する。				75

事業名・内容	R7当初 予算額	(財源内訳)	R6当初 予算額
18 保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費	408	(一) 206 (国) 202	67,791
<u>(1) 南海トラフ地震対策研修等事業費</u> 南海トラフ地震対策に関する研修を実施し、高知県内の保育所・幼稚園等における防災意識の向上と防災対策の充実・強化を図る。	<u>408</u>	(一) 206 (国) 202	<u>430</u>
<u>(2) 保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金</u> 公立保育所等の高台移転に係る施設整備について支援を行い、南海トラフ地震で発生する津波から乳幼児の安全を確保する。 ※R6～8債務負担額：69,297千円	<u>0</u>		<u>63,540</u>
<u>(3) 保育所・幼稚園等高台移転検討事業費補助金</u> 保育所等の高台移転及び高層化に伴う検討について支援を行い、南海トラフ地震で発生する津波から乳幼児の安全を確保する。	<u>0</u>		<u>3,821</u>
20 保育料等軽減事業費	88,646	(一) 88,646	85,982
<u>(1) 多子世帯保育料軽減事業費補助金</u> 18歳までの子どもが3人以上いる家庭を応援し、経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料軽減（無料化）を実施する市町村（中核市を除く）に対し助成を行う。	<u>88,646</u>	(一) 88,646	<u>85,982</u>
合 計	4,121,434	(一) 3,915,105 (国) 200,323 (手) 1,410 (入) 4,550 (諸) 46	4,063,678

2 こども家庭庁資料

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

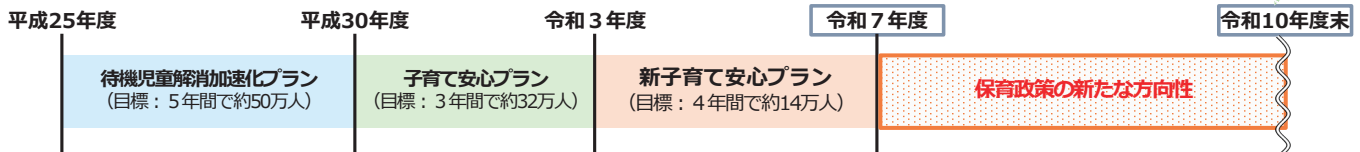
☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

令和6年12月20日
公表

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【**地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ**】

○ 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○ 人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○ 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○ 保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

【**保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ**】

○ こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○ 多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○ 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報見える化の推進 等

○ 保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○ 働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等

○ 新規資格取得と就労の促進

- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○ 離職者の再就職・職場復帰の促進

- ・保育士・保育所支援センターの機能強化 等

○ 保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

※「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）の対象期間（令和5年12月閣議決定・概ね5年等）を踏まえつつ、政策の方向性と具体的な施策を整理

1 歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

- 2024 年度から、制度発足以来 75 年一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025 年度以降、1 歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める。

令和 6 年度の対応：4・5 歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

- 新たに「4 歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1 の配置に要する経費と、25：1 の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に 25：1 以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に 3～5 歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和 5 年度には、先んじて 4・5 歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1 人→2 人）を行っている。



【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5 歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5 歳児	30：1	25：1

※ 3 歳児については、平成 27 年度より「3 歳児配置改善加算」を措置している（令和 4 年度の加算取得率：約 90%）

※ 3 歳児についても、4・5 歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う

令和 7 年度予算案等における対応

- 1 歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1 歳児配置改善加算」を措置する
【令和 7 年度予算案 109 億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1 歳児の職員配置を 5：1 以上に改善した場合に、加算する（令和 7 年 4 月～）

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に 5：1 以上である小規模 C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算 I II III の全てを取得している
- (2) 業務において ICT の活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう 1 機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が 10 年以上

こども誰でも通園制度

- 令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・ 118 自治体に内示（令和 6 年 8 月 30 日現在） ※年末までに令和 7 年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・ 自治体の判断において実施 ※年末までに令和 8 年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・ 全自治体で実施

令和 7 年度予算案等における対応

- 令和 7 年度から、法律に基づく事業として実施
 - ・ 利用可能時間（補助基準上の上限）：こども 1 人当たり 10 時間/月
 - ・ 人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士 2 分の 1 以上）
 - ・ 補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0 歳児：1,300 円、1 歳児：1,100 円、2 歳児：900 円）
- 自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める

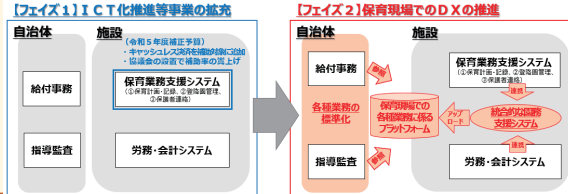
課題

- 保育施設等のICT導入は限定的で、手書き、アナログの業務も多い。
- 給付・監査の事務で、多くの書類作成を求められている。
- 自治体によって、書類の様式も異なる。
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要。

対策

保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
- ◆ 給付・監査の事務の標準化を進めて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム（※）を整備。
- （※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設等は、業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出、自治体は、施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理。
- ◆ デジ田交付金TYPE 5を活用して保育業務のワンスオンリーを試行。



施設の
給付・監査事務
を効率化

効果

- 事務の効率化により、保育士等が子どもと向き合う時間を確保。
- 施設の人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援。
- 自治体の負担軽減により、保育の質の向上に関わる業務に注力。

- 情報収集、見学予約、窓口申請等の手続がバラバラで煩雑。
- 入所決定に多くの時間を要するため、入所に向けた準備の支障に。
- 施設では、見学予約に電話で対応。
- 自治体の、保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑。

保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ 入所申請や届出情報の標準化を進めて、保護者・施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡すための連携基盤を整備。
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、スマホからのワンストップ・オンラインで完結。
- ◆ 自治体は、オンライン申請された情報を業務システムに取り込むことで業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE 5を活用して保活ワンストップを試行。



保護者の
保活手続
を効率化

- 保活での保護者の不安やストレスを軽減。
- 施設では、見学予約をオンライン受付。
- 自治体の業務効率化により、入所決定までの期間を短縮。
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所施設への利用満足度を向上。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（1）保育士・保育所支援センターの法定化（児童福祉法）

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化（児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法）

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（3）虐待対応の強化（児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法）

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者を子ども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死に至る約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が与えられる

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者となつがること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

【参考】

「はじめの100か月」とは？



誕生前

0歳

1歳

2歳

3歳

年少
4歳

年中
5歳

年長
6歳

※ 7歳

※幼保小接続の重要な時期

10か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月

10か月

+

84か月

+

12か月

- ✓ お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100か月（※）。
- ✓ 長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期というメッセージが込められています。

※誕生月によって変動あり。94～106か月⇒概ね100か月。